

令和7年(2025年)3月21日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く) 様
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 国 安 隆

学校保健安全法等に基づく学校環境衛生検査の定期検査及び日常点検の実施
について(通知)

このことについては、これまでも各学校において取組を進めていただいているところですが、各学校における学校環境衛生の定期検査及び日常点検(以下、「定期検査」及び「日常点検」という。)は、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に基づき、全ての学校において実施する必要があります。しかし、「令和6年度公立高等学校及び公立中等教育学校後期課程の体育・保健・安全に関する調査(体育・保健)」の結果及び「令和6度(2024度)公立小・中学校の体育・保健・安全に関する調査」の結果では、定期検査及び日常点検の実施率がいずれも100%に至っていない状況であり、早急に改善する必要があります。

つきましては、各学校において、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に基づく定期検査及び日常点検を、学校保健計画等に適切に位置付けるとともに、学校薬剤師と連携の上、別添「学校環境衛生検査確認シート」を活用するなどし、学校環境衛生基準で示されている検査項目や回数(「学校環境衛生管理マニュアル」P178~188)を確実に実施するようお願いします。

なお、教育局及び市町村教育委員会は、所管する学校において適切に実施されるよう指導するとともに、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知願います。

記

1 送付資料

- ・学校環境衛生検査確認シート

【URL】<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/217033.html>



2 参考資料

- ・学校環境衛生管理マニュアル【平成30年度改訂版】

【URL】https://www.mext.go.jp/content/20230817-mext_kenshoku-100000613_2.pdf



(健康・体育指導係)

学校環境衛生検査確認シート

令和 年 月 日

Ⅰ 定期検査			
(1) 学校保健計画において学校環境衛生定期検査が位置付けられているか。			有・無
(2) 学校環境衛生定期検査を実施しているか。			有・無
大項目	項目	法定回数	検査計画月
換気及び保温等	換気	2回	
	温度	2回	
	相対湿度	2回	
	浮遊粉じん	原則、2回(※1)	
	気流	原則、2回(※1)	
	一酸化炭素	原則、2回(※2)	
	二酸化窒素	原則、2回(※2)	
	揮発性有機化合物	原則、1回(※3)	
	ダニ又はダニアレルゲン	1回	
採光及び照明	照度	2回	
	まぶしさ	2回	
騒音	騒音レベル	原則、2回(※4)	
水質(飲料水等)	水質(飲料水等)	(※5)	
施設・設備(飲料水等)	施設・設備(飲料水等)	(※6)	
学校の清潔	大掃除の実施	3回	
	雨水の排水溝等	1回	
	排水の施設・設備	1回	
ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等	1回	
教室等の備品の管理	黒板面の色彩	1回	
水質(プール水)	水質(プール水)	(※7、8)	
施設・設備の衛生状態(プール水)	施設・設備の衛生状態	1回	
(3) 学校環境衛生定期検査結果を5年間保存しているか。			有・無

2 日常点検			
(1) 学校保健計画において学校環境衛生日常点検が位置付けられているか。			有・無
(2) 学校環境衛生日常点検を実施しているか。			有・無
大項目	項目	法定回数	実施状況
教室等の環境	換気	毎授業日	有・無
	温度		有・無
	明るさとまぶしさ		有・無
	騒音		有・無
水質及び施設・設備（飲料水等）	飲料水の水質		有・無
	雑用水の水質		有・無
	飲料水等の施設・設備		有・無
学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	学校の清潔		有・無
	ネズミ、衛生害虫等		有・無
水泳プールの管理	プール水等		有・無
	附属施設・設備等		有・無
(3) 学校環境衛生日常点検結果を3年間保存しているか。			有・無

3 臨時検査	
学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。	
(1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。	
(2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。	
(3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。	
(4) その他必要なとき。	
臨時検査を実施したか。	有・無
(実施した場合は、検査項目)	

4 図面等	
検査に必要な施設・設備等の図面等が保存されているか。	有・無

- (※1) 空気の温度、湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等においては、必要と認める場合に検査を行う。
- (※2) 教室等において燃焼器具を使用していない場合に限り、省略することができる。
- (※3) その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。
- (※4) 測定結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の内外の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。
- (※5) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く）は1回、専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水は水道法施行規則のとおり、専用水道（水道水を水源とする場合を除く）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水は1回、雑用水は2回。
- (※6) 飲料水（水道水源）は1回、飲料水（井戸水源）は2回、雑用水は原則2回。
- (※7) 遊離残留塩素、pH値、大腸菌、一般細菌、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）、濁度については、使用日の積算が30日以内ごとに1回、総トリハロメタンは使用中の適切な時期に1回以上、循環ろ過装置の処理水は毎学年1回定期的に検査を行う。
- (※8) 総トリハロメタンの検査は、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。